## 【指定障害児通所支援事業の自己点検表】

(児童発達支援/医療型児童発達支援/放課後等デイサービス/居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援)

事業所名:

受検年月日: 年 月 日

担当者氏名:

〇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (平成 24 年鳥取県条例第 81 号)	点検結果	〇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 施行規則(平成 25 年鳥取県規則第 28 号)	点検結果
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。		(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号。以下「条例」という。)第6条及び第7条第2項並びに別表第1及び別表第2の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	
(用語の意義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、介護保険法(平成9年法律第 123 号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)で使用する用語の例による。		(用語の意義等) 第2条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)並びに条例で使用する用語の例による。	
(一般原則) 第3条 指定障害児通所支援事業者は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「障害児支援計画」という。)を、指定障害児入所施設等は障害児支援計画及び障害児(15歳以上の者に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)を作成し、これ	適・否	(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準) 第3条 条例に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準 は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。 2 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達 支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移 行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に 行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2 のとおりとする。 3 条例に定めるもののほか、障害者総合支援法第29条第1項の	

に基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

# (指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16 第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項におい て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の条 例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う児童発達 支援に係る指定にあっては、個人又は法人)とする。ただし、 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有す る者を除く。

#### (指定通所支援の事業の基本方針)

- 第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。
- (1)児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作 及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することがで きるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置か れている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれ に併せて治療を行わなければならない。
- (2) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、 及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身 体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適 切な支援を行わなければならない。
- (3)居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図

指定(生活介護に係るものに限る。)を受けている者により提供 される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第3のとお りとする。

適・否

滴•否

谪•否

4 条例に定めるもののほか、介護保険法第41条第1項本文の指定(通所介護に係るものに限る。)又は同法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護に係るものに限る。)を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第4のとおりとする。

- 5 条例に定めるもののほか、介護保険法第42条の2第1項本文の指定(小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。)に係るものに限る。)又は同法第54条の2第1項本文の指定(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。)を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第5のとおりとする。
- 6 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第6のとおりとする。
- 7 生活介護を行う事業所であって指定障害福祉サービス事業者 の指定を受けているものが別表第7に掲げる基準を満たすと きは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。
- 8 通所介護又は地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)を行う事業所であって介護保険法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第8に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。

適・否

9 小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを 含む。)を行う事業所であって介護保険法第42条の2第1項本 文の指定を受けているもの(以下「指定小規模多機能型居宅介 護事業所等」という。)が別表第9に掲げる基準を満たすとき は、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。

谪•否

滴・否

(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)

- 第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第10のとおりとする。
- 2 障害児入所支援及び療養介護を一体的に行う施設について は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取

ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並び にその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を 行わなければならない。

(4)保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団 生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精 神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効 果的な支援を行わなければならない。

#### (障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

- 第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準(以下「指定基準」という。)は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。
- 2 指定通所支援に係る法第 21 条の5の17 第1 項第1 号及び 第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。) は、次のとおりとする。
- (1)介護保険法第41条第1項本文の指定(通所介護に係るものに限る。)、同法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。)に係るものに限る。)、同法第54条の2第1項本文の指定(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。)又は障害者総合支援法第29条第1項の指定(生活介護に係るものに限る。)を受けている者により提供されること。
- (2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあっては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 児童発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第 1 号(1) イからエまで及び(2) から(4) まで並びに

県条例第71号)別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。

適・否

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (平成24年4月1日前から継続している事業等の特例)
- 適・否
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)附則第22条第1項に規定する者に対する第3条及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同条中「別表第1」とあるのは「別表第1(1の表従業者の配置の項第1号(2)及び(3)並びに3の表従業者の配置の項第2号及び第3号の規定を除く。)」と、別表第1の1の表サービスの提供の項第16号、2の表サービスの提供の項第15号、3の表サービスの提供の項第14号及び4の表サービスの提供の項第16号中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。

適・否

- 3 整備法附則第22条第2項に規定する施設の設置者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号(4)及び(6)中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。
- 附 則(平成 25 年規則第 71 号)

この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に 関する条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第57号) の施行の日(平成25年10月11日)から施行する。

· 否

- 附 則(平成 27 年規則第 15 号) この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 28 年規則第 24 号)抄 (施行期日)

第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、 第2号並びに第3号並びに利用定員の項を除く。) に掲げ る基準

- イ 放課後等デイサービス 別表第1の2の表(従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準
- 3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所(次に掲げる事業を行う事業所を含む。)に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。
- (1) 生活介護
- (2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)

#### (指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)

- 第7条 指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第2のとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 24 年 4 月 1 日前から継続している事業等の特例)
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害 保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活 を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法 律第71号。以下「整備法」という。) 附則第22条第1項の規 定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する 第6条第1項及び別表第1の規定の適用については、平成27 年3月31日までの間、同項中「別表第1」とあるのは「別表

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業 及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」と いう。)別表第1の3の表に規定する基準を満たしている指定 放課後等デイサービス事業者については、改正後の鳥取県障害 児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以 下「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成30年3月 31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則別表第3の2の表に規定する 基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者に ついては、新規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日ま での間は、なお従前の例による。

附 則(平成30年規則第30号)

適・否 (施行期日)

滴•否

滴•否

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

適・否 (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援 事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の 項第1号(1)及び(2)の規定にかかわらず、平成31年3月31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業 及び障害児入所施設に関する条例施行規則別表第3の1の表に 規定する基準を満たしている基準該当指定児童発達支援事業 者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児 入所施設に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成31 年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 附 則(平成31年規則第23号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第18号)抄

- 第1(1の表従業者の配置の項第1号(1)のウ及び工並びに (4) 並びに3の表従業者の配置の項第1号(3) 及び(4) 並びに第4号を除く。)」と、別表第1の1の表障害児支援計画 の項中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とす る。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により指定障害児通所支援 事業者とみなされた者に対する別表第1の1の表従業者の配 置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」 とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。
- 4 整備法附則第27条前段の規定により指定障害児入所施設と みなされた施設(この条例の施行の日以後に増築され、又は改 築された部分を除く。) に対する第7条第1項の規定の適用に ついては、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第2(1の 表設備の項第3号を除く。)」とする。

#### 附 則 (平成 25 年条例第 34 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第 2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第 5条第11項」に改める部分に限る。)、第3条の規定、第5条 中鳥取県特別医療費助成条例第3条第2項第1号の改正規定 (「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。) 及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成 25 年条例第 57 号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成 27 年条例第 14 号) この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成 28 年条例第 37 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成 29 年条例第 18 号) (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定による 改正後の鳥取県障害児诵所支援事業及び障害児入所施設に関 する条例施行規則(以下この項から附則第18項までにおいて 「新規則」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第 28 号及び第 29 号並びに別表第 10 の 1 の表サービスの提の項 第33号及び第34号の規定の適用については、これらの規定中 「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、別表第1の1の表サ ービスの提供の項第31号及び別表第10の1の表サービスの提 供の項第36号の規定の適用については、これらの規定中「講 ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及 び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。
- 4 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援 事業者(以下「旧指定児童発達支援事業者」という。)について は、新規則別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)の規 定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の 例による。
- 5 旧指定児童発達支援事業者に対する別表第1の1の表従業者 の配置の項第1号(5)の規定の適用については、令和5年3月 31 日までの間、同号中「(1)に掲げる従業者の」とあるのは「(1) に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭 和 22 年法律第 26 号) の規定による高等学校若しくは中等教育 学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への 入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修 了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教 育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上 の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サー ビスに係る業務に従事したものをいう。)の」と、「機能訓練 担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障 害福祉サービス経験者の総数(看護職員の人数を除く。)」とす る。
- 6 旧指定児童発達支援事業者については、新規則別表第1の1

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デ イサービス事業者については、この条例による改正後の別表第 1の3の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成 30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成 30 年条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)及び(3)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 31 年条例第 17 号) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(令和3年条例第17号)抄(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第10号、2の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号、4の表サービスの提供の項第8号及び5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、
- 「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新条例別表第1の1の表従業者の配置の

- の表従業者の配置の項第2号(10)ただし書の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。) については、新規則別表第6の1の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の鳥取県 障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規 則(以下「旧規則」という。)別表第6の1の表従業者の配置の 項第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効 力を有する。
- 9 この規則の施行の際に現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者(以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新規則別表第1の3の表従業者の配置の項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則別表第1 の3の表従業者の配置の項第4号の規定の適用については、令 和5年3月31日までの間、同号中「第1号に掲げる従業者の」 とあるのは「第1号に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験 者の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓 練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数(看護職員 の人数を除く。)」とする。
- 11 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当放課 後等デイサービス事業者(以下「旧基準該当放課後等デイサー ビス事業者」という。)については、新規則別表第6の2の表 従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則 別表第6の2の表従業者の配置の項第2号の規定は、令和5 年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 13 この規則の施行の際現に指定を受けている主として知的障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 項第1号(1)イ及び(3)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、新条例別表第1の3の表従業者の配置の項第1号(2)及び第4号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の 一部改正に伴う経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「馬知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。

#### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

- 14 この規則の施行の際現に指定を受けている主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(2)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 附 則(令和4年規則第5号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年規則第3号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 (鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う 経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。 以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正 法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」とい う。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされて いるものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害 児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以 下「新通所支援事業等条例施行規則」という。)別表第1の1 の表従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31 日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3 第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、 新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表設備の項の 規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができ る。
- 5 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新児童福祉施設条例」という。) 別表第8設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 の一部改正に伴う経過措置)
- 4 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。 以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正 法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」とい う。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされて いるものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害 児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新通 所支援事業等条例」という。)別表第1の1の表の従業者の配 置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお 従前の例によることができる。
- 5 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3 第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、 新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定に かかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

援事業者(主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 6 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 7 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、新通所 支援事業等条例施行規則別表第1の1の表サービスの提供の 項第1号の4の規定の適用については、これらの規定中「公表 すること」とあるのは、「公表するよう努めること」とする。

### 別表第1 (第6条関係)

#### 1 児童発達支援

1 児童発	達支援		1 児童発		
区分	基準		区分	基準	
従業者の	1 児童発達支援センターであるものを除き、従		従業者の	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業	
配置	業者は、次のとおりとする。		配置	所に配置する従業者は、次のとおりとすること。	
	(1) 次に掲げる従業者を置くこと。	適・否		(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位	適・否
	アー管理者			(サービスを同時に一体的に提供できるよう	
	イ 児童指導員又は保育士			利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に	
	ウ 児童発達支援管理責任者			区分した利用者の単位をいう。以下同じ。)ご	
	エ 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに			とに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当	
	必要な機能訓練を行う場合に限る。)			該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げ	
	(2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的	適・否		る区分に応じ、それぞれに定める人数以上と	
	ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等			すること。	
	の医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受			ア 利用者の数が 10 人以下の事業所 2 人	
	けることが不可欠である障害児に医療的ケア			イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用	
	を行う場合又は主として重症心身障害児が通			者の数から10を控除した数を5で除した数	
	う場合は、(1) に掲げる従業者のほか、看護			(1 に満たない端数があるときは、それを切	
	職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師			り上げた数)に2を加えた人数	
	をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、利			(2) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とす	適・否
	用者の支援に支障がない場合として規則で定			ること。	\d.
	める場合にあっては、この限りでない。	\		(3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行	適・否
	(3)児童指導員又は保育士のうち 1 人以上は、	適・否		う場合は、機能訓練担当職員を1人以上置く	
	常勤であること。	\		こと。	\
	(4)児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、	適・否		(4) 主として重症心身障害児が通う施設を除	適・否
	専任かつ常勤であること。			き、次に掲げる場合には、看護職員を置かな	
	2 児童発達支援センターの従業者は、次のとお			いことができること。	
	りとする。	\		ア 医療機関等との連携により、看護職員を	
	(1)次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利	適・否		事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児	
	用者の支援に支障がない場合として規則で定			に対して人工呼吸器による呼吸管理、	
	める場合は、この限りでない。			<sup>かくたん</sup> 喀 痰 吸引等の医療行為(以下「医療的ケ	
	アー管理者				
	イ 児童指導員及び保育士			ア」という。)を行う場合	
	ウ 栄養士			イ 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士	
	エの調理員			法(昭和 62 年法律第 30 号) 第 48 条の 3 第 1	
	才 児童発達支援管理責任者			項の登録に係る事業所である場合に限る。)	

別表第1(第3条関係)

カ 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに		かくたん	
必要な機能訓練を行う場合に限る。)		において、医療的ケアのうち 喀 痰 吸引等	
(2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的	適・否	かくたん	
ケアを恒常的に受けることが不可欠である障		(同法第2条第2項に規定する略 痰吸引等	
害児に医療的ケアを行う場合は、(1)に掲げ		をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害	
る従業者のほか、看護職員を置くこと。ただ		児に対し、当該登録を受けた者が自らの事	
し、利用者の支援に支障がない場合として規		業又はその一環として 喀 痰 吸引等業務	
則で定める場合にあっては、この限りでない。		業又はその一環として 喀 漿 吸引等業務	
(3)障害児に対して治療を行う場合は、(1)及び	適・否	かくたん	
(2)に掲げる従業者のほか、医療法(昭和 23		(同法第48条の3第1項に規定する略 痰吸	
年法律第 205 号)に規定する診療所として必		引等業務をいう。以下同じ。)を行う場合	
要とされる従業者を置くこと。		ウ 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士	
(4)従業者(管理者及び(3)に掲げる者を除く。)	適・否	法附則第27条第1項の登録に係る事業所で	
は、専ら当該児童発達支援センターの職務に		ある場合に限る。)において、医療的ケアの	
従事することができる者をもって充てるこ		うち特定行為(同法附則第 10 条第 1 項に規	
と。ただし、利用者の支援に支障がないと認		定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを	
められるときは、栄養士及び調理員を、併せ		必要とする障害児に対し、当該登録を受け	
て設置する他の社会福祉施設の職務に従事さ		た者が自らの事業又はその一環として特定	
せることができる。		行為業務(同法附則第27条第1項に規定す	
(5) 従業者((3)に掲げる者に限る。)は、専	適・否	る特定行為業務をいう。以下同じ。)を行う	
ら当該児童発達支援センターの職務に従事す		場合	
ることができる者をもって充てること。ただ		(5) 機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機	適・否
し、利用者の支援に支障がないと認められる		能訓練担当職員等」という。)がサービスの単	
ときは、利用者の保護に直接従事する従業者		位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら	
を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の		当該サービスの提供に当たる場合には、当該	
職務に従事させることができる。		機能訓練担当職員等の数を(1)に掲げる従業	
3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応	適・否	者の人数に含めることができること。ただし、	
じ、規則で定める人数以上とすること。		この場合においては、(1)に掲げる従業者及び	
4 主として重症心身障害児が通う事業所及び児	適・否	機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児	
■ 産発達支援センターは、嘱託医師を定めておく		童指導員又は保育士とすること。	
こと。		(6) 主として重症心身障害児が通う事業所は、	適・否
5 管理者は、専らその職務に従事することがで	適・否	(1)の規定にかかわらず、児童指導員又は保育	
きる者をもって充てること。ただし、規則で定		士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞ	
める場合は、この限りでない。		れ1人以上置くこと。	
6 常時 1 人以上の従業者を利用者の支援に従事	適・否	2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次	
させること。		のとおりとすること。	

		T		1
設備	1 児童発達支援センターであるものを除き、設		(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位	適・否
	備は、次のとおりとする。		ごとに、おおむね利用者の数を4で除して得	
	(1) 次に掲げる設備を設けること。	適・否	た人数以上で、それぞれ1人以上とすること。	
	ア 発達支援室		(2) 栄養士は、1人以上とすること。	適・否
	イ サービスの提供に必要な設備及び備品等		(3) 調理員は、1人以上とすること。	適・否
	(2) 発達支援室は、利用者の数及び障がいの程	適・否	(4) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とす	適・否
	度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等		ること。	
	を有すること。		(5) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行	適・否
	(3) 非常災害に際して必要な消火設備その他の	適・否	う場合は、機能訓練担当職員を機能訓練を行	
	設備を置くこと。		うために必要な人数置くこと。	
	2 児童発達支援センターの設備は、次のとおり		(6) 日常生活及び社会生活を営むために医療	適・否
	とする。		的ケアを恒常的に受けることが不可欠である	
	(1) 次に掲げる設備を設けること。ただし、利	適・否	障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員	
	用者の支援に支障がない場合として規則で定		を医療的ケアを行うために必要な人数置くこ	
	める場合は、この限りでない。		と。	
	ア 発達支援室		(7) 次に掲げる場合には、看護職員を置かない	適・否
	イ 遊戯室		ことができること。	
	ウ 屋外遊戯場(付近にある屋外遊戯場に代わ		ア 医療機関等との連携により、看護職員を	
	るべき場所を含む。)		事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児	
	工 医務室		に対して医療的ケアを行う場合	
	才相談室		イ 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士	
	カー調理室		法第48条の3第1項の登録に係る事業所で	
	キ・便所		ある場合に限る。)において、医療的ケアの	
	クー静養室		かくたん	
	ケーサービスの提供に必要な設備及び備品等		うち喀痰吸引等のみを必要とする障害児	
	(2)(1)(エを除く。)に掲げる設備のほか、利	適・否	に対し、当該登録を受けた者が自らの事業	
	用者に対して治療を行う場合は医療法に規定		かくたん	
	する診療所として必要な設備を設けること。		又はその一環として 喀 痰 吸引等業務を行	
	(3)(1)に規定する設備は、利用者の数及び障	適・否	う場合	
	がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機		ウ 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士	
	械器具等を有すること。		法附則第27条第1項の登録に係る事業所で	
	(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の	適・否	ある場合に限る。)において、医療的ケアの	
	設備を置くこと。		うち特定行為のみを必要とする障害児に対	
	3 専ら当該事業の用に供するものであること。	適・否	し、当該登録を受けた者が自らの事業又は	
	ただし、前号(2)に掲げる設備を除き、利用者の		その一環として特定行為業務を行う場合	
	支援に支障がないと認められるときは、併せて		(8) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護職	適・否

	設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねること		員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従	
	ができる。		業者の人数に含めることができること。ただ	
利用定員	10 人以上とすること。ただし、児童発達支援セ	適・否	し、機能訓練担当職員等の数を含める場合に	
	ンターであるものを除き、主として重症心身障害		おける(1)に掲げる従業者及び機能訓練担当	
	児が通う場合は、5人以上とすることができる。		職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は	
サービス	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まな	適・否	保育士とすること。	
の開始	いこと。		(9) 利用定員が40人以下の事業所は、(2)の規	適・否
	2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申	適・否	定にかかわらず、栄養士を置かないことがで	
	込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提		きること。	
	供することが困難な場合は、適当な他の福祉サ		(10) 調理業務の全部を委託する場合は、(3)の	適・否
	ービスを提供する者の紹介その他の措置を講ず		規定にかかわらず、調理員を置かないことが	
	ること。		できること。	
	3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に	適・否	3 主として重症心身障害児が通う事業所及び児	適・否
	対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付し		童発達支援センターの嘱託医師の人数は、1人以	
	て説明を行い、サービスの提供の開始について		上とすること。	
	同意を得ること。		4 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当	適•否
	(1) 事業の目的及び運営の方針		該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業	
	(2)従業者の職種、人数及び職務の内容		所以外の事業所、施設等の職務に従事させるこ	
	(3) 営業日及び営業時間		とができること。	
	(4)利用定員		5 当該事業所(児童発達支援センターを除く。)と	適・否
	(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から		一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置す	
	受領する費用の種類及びその額		る場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業	
	(6) 事業の実施地域		者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に	
	(7) サービスの利用に当たっての留意事項		従事する者のそれぞれ1人以上を、常勤かつ専	
	(8) 緊急時等における対応方法		ら当該職務に従事する者とすること。	
	(9) 非常災害対策		6 保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保	適・否
	(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定		育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26	
	めた場合には当該障がいの種類		年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定す	
	(11)虐待の防止のための措置に関する事項		る家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を	
	(12) 従業者の勤務体制		行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所	
	(13) その他サービスの選択に資する重要事項		し、又は幼保連携型認定こども園に入園してい	
障害児支	1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を	適・否	る児童と事業所の利用者を交流させるときは、	
援計画	作成させること。		利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者	
	2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用	適・否	の支援に直接従事する従業者については、これ	
	者の有する能力、置かれている環境及び日常生		ら児童への保育に併せて従事させることができ	
	活全般の状況等を評価することを通じて保護者		ること。	

	及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握				
	する作業(以下「アセスメント」という。)の結		設備	1 児童発達支援センター以外の事業所に設ける	適・否
	果に基づき、利用者の年齢及び発達の程度に応			発達支援室は、利用者の支援に支障がない広さ	
	じて、その意見が尊重され、その最善の利益が			とすること。	
	優先して考慮され、心身ともに健やかに育成さ			2 児童発達支援センターの設備は、次のとおり	
	れるよう適切な内容とすること。			とすること。	
	3 アセスメントを行うときは、利用者及びその	適・否		(1)発達支援室は、定員をおおむね 10 人とし、	適•否
	保護者に対して面接すること。また、面接の趣			利用者1人当たりの床面積を、2.47 平方メー	
	旨を十分に説明し、その理解を得ること。			トル以上とすること。	
	4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利	適・否		(2)遊戯室は、利用者1人当たりの床面積を、	適•否
	用者に対するサービスの提供に当たる他の担当			1.65 平方メートル以上とすること。	
	者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保		サービス	1 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 77 条	適・否
	護者に対して説明し、文書によりその同意を得		の開始	の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用	
	ること。			申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮	
	5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害	適・否		を行うこと。	
	児支援計画を当該利用者の保護者及び当該保護			2 サービスの提供を求められた場合は、保護者	適・否
	者に対して指定障害児相談支援を提供する者に			の提示する通所受給者証によって、通所給付決	
	交付すること。			定の有無、通所給付決定をされたサービスの種	
サービス	1 利用者に対して治療を行う事業所を除き、利	適・否		類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確か	
の提供	用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、			めること。	
	協力医療機関を定めておくこと。			3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量	適・否
	2 サービスを提供したときは、提供日、提供し	適・否		を超えてサービスを提供しないこと。	
	たサービスの内容その他必要な事項を記録し、			4 サービスを提供するときは、当該サービスの	適・否
	利用者の保護者の確認をとること。			内容、提供することとしたサービスの量その他	
	3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止する	適・否		の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」	
	ため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対			という。)を当該保護者の通所受給者証に記載す	
	する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79			ること。	
	号) 第15条の規定に従い、利用者の心身に有害			5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通	適・否
	な影響を与える行為をしないよう、従業者の研			所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町	
	修を実施するなどの必要な措置を講ずること。			村に対し遅滞なく報告すること。	
	4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護	適・否		6 通所受給者証記載事項に変更があった場合	適・否
	するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者			は、前2号の規定に準じること。	
	の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」		障害児支	1 計画の作成に当たっては、利用者の意見が尊	適•否
	という。)は、行わないこと。また、やむを得ず		援計画	重され、その最善の利益が優先して考慮される	
	身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、			体制を確保した上で、利用者に対するサービス	
	その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを			の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を	

得ない理由その他必要な事項を記録すること。			開催するものとする。なお、会議は、テレビ電	
5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生	適・否		話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話	
し、又はまん延しないように、衛生上及び健康			装置等」という。)を活用して開催することがで	
管理上必要な措置を講ずること。			きる。	
6 サービスの開始の項第3号(1)から(11)	適・否		2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的	適・否
までに掲げる事項その他運営に関する重要事項			なアセスメントを含む。以下「モニタリング」	
についての規程を定めること。			という。)を行うとともに、利用者について解決	
7 利用者の保護者から受領する費用は、提供さ	適・否		すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以	
れるサービスに要する費用のうち規則で定める			上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画	
ものに限ること。			の変更を行うこと。	
8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと	適・否		3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者	
に、設備の安全点検、従業者、利用者等に対す			との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情	
る事業所外での活動、取組等を含めた事業所で			のない限り、次に定めるところにより行うこと。	
の生活その他の日常生活における安全に関する			(1) 定期的に保護者及び利用者に面接するこ	適・否
指導、従業者の研修及び訓練その他事業所にお			٤.	
ける安全に関する事項についての計画(以下こ			(2) 定期的にモニタリングの結果を記録するこ	適•否
の表において「安全計画」という。)を策定し、			٤.	
当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。			4 計画の変更については、計画の作成に準じて	適・否
また、従業者に対し、安全計画について周知す			行うこと。	
るとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実		サービス	1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨	適・否
施すること。併せて、利用者の安全の確保に関		の提供	とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な	
して保護者との連携が図られるよう、保護者に			事項について、理解しやすいように説明するこ	
対し、安全計画に基づく取組の内容等について			と。	
周知すること。なお、安全計画は定期的に見直			1の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活	適・否
しを行い、必要に応じて変更を行うこと。			を営むことができるよう、利用者及びその保護	
9 利用者の施設外での活動、取組等のための移	適・否		者の意思をできる限り尊重するための配慮を行	
動その他の利用者の移動のために自動車を運行			うこと。	
するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点			1の3 利用者の適性、障害の特性その他の事情	適・否
呼その他の利用者の所在を確実に把握すること			を踏まえたサービスの確保並びに条例別表第1	
ができる方法により、利用者の所在を確認する			の1の表サービスの提供の項第12号に規定する	
こと。また、利用者の送迎を目的とした自動車			サービスの質の評価及びその改善の適切な実施	
(利用の態様を勘案して利用者の見落としのお			の観点から、サービスの提供に当たっては、心	
それが少ないと認められるものを除く。)を日常			身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を	
的に運行するときは、当該自動車にブザーその			行うこと。	
他の車内の利用者の見落としを防止する装置			1の4 事業所ごとに指定児童発達支援プログラ	適・否
(以下「ブザー等」という。)を備え、利用者の			ム(前号に規定する領域との関連性を明確にし	

	降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認		たサービスの実施に関する計画をいう。)を策定	
	を行うこと。		し、インターネットの利用その他の方法により	
	10 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等	適・否	公表すること。	
	に関する具体的な計画を定めるとともに、その		2 サービスの利用について市町村又は指定障害	適・否
	計画を実行できるよう利用者又はその保護者及		児相談支援事業者が行う連絡調整に協力するこ	
	び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。		کی ۔	
	また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参		3 通所給付決定を受けていない者から利用の申	適・否
	加が得られるよう連携に努めること。		込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて	
	11 感染症又は非常災害の発生時において、利用	適・否	速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必	
	者に対してサービスを継続的に提供し、及び非		要な援助を行うこと。	
	常時の体制で早期の業務再開を図るための計画		4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を	適・否
	(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該		考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う	
	業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。		通所給付決定の申請について、必要な援助を行	
	また、従業者に対し、業務継続計画について周		うこと。	
	知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的		5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身	適・否
	に実施すること。なお、業務継続計画は定期的		の状況、その置かれている環境、他の保健医療	
	に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。		サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握	
	12 事業所ごとにその提供するサービスについ	適・否	に努めること。	
	て、従業者による評価を受けた上で、定期的に		6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提	適・否
	質の評価を行い、その結果を利用者及びその保		供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規	
	護者に周知するとともに、常に改善を図ること。		定により厚生労働大臣が定める基準により算定	
	また、当該評価及び改善の内容を毎年公表する		した費用の額とし、保護者から支払を受ける額	
	こと。		は、法第 21 条の5の7第 11 項の規定により市	
	13 利用者が地域の保育、教育等の支援を受ける	適・否	町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を	
	ことができるようにすることで、障がいの有無		控除した額とすること。	
	にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよ		7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に	
	う、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下		要する次に掲げる費用について、保護者から支	
	「インクルージョン」という。)の推進に努め		払を受けることができること。また、(1)の費	
	ること。		用の額は、知事が別に定める額とすること。	
記録の作	従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サ	適・否	(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援セ	適・否
成及び保	ービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故		ンターの場合に限る。)	
存	等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提		(2) 日用品費	適・否
	供するサービスの状況に関する記録を整備し、規		(3)(1)及び(2)のほか、利用者の便益を直	適・否
	則で定めるところにより保存すること。		接向上させるための日常生活において必要と	
事故等へ	1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由	適・否	なる費用であって、保護者に負担させること	
の対応	がなく、その業務上知り得た利用者又はその家		が適当であるもの	

族の個人情報を漏らさないようにするために必 要な措置を講ずること。また、他の福祉サービ スを提供する者等に対して、利用者又はその家		8 前2号に定めるもののほか、その使途が直接 利用者の便益を向上させるための費用で、保護 者に支払を求めることが適当なものについて	適・否
族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。 2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情	適・否	は、保護者から支払を受けることできること。 9 前2号の規定により、保護者に支払を求める ときは、その使途及び額並びに支払を求める理 由を書面により説明し、その同意を得ること。	適・否
報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速 やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡 するとともに、当該事故の状況及び事故に際し	旭 "古	また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。	
て採った措置を記録すること。 3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適 切に対応するため、サービスに関する苦情を受 ける窓口の設置その他の措置を講ずること。	適・否	10 障害児通所給付費の支払われないサービスを 提供したときは、提供したサービスの内容、保 護者から支払を受けた額その他必要と認められ る事項を記載したサービス提供証明書を当該保	適・否
4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を	適·否	護者に交付すること。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
記録すること。 5 法第 21 条の 5 の 22 第 1 項又は社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 56 条第 1 項の規定による質問、検査等に協力すること。	適・否	11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児 通所支援を受ける場合において、当該利用者の 保護者から各事業者に支払うべき額を算定する よう依頼を受けたときは、その額を算定して、	適・否
		市町村及び他の事業者に通知すること。 12 法第 21 条の5の7第11項の規定により市町 村から障害児通所給付費の支払を受けたとき は、保護者に対してその額を通知すること。	適・否
		13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。	適・否
		14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。また、業務を行うに当	
		たっては、利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、利用者及び保護 者の意思をできる限り尊重するよう努めるこ と。	
		(1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言	適·否 適·否

15 常に利用者の心身の状況、その置かれている	適・否
環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家	
族に対し、その相談に適切に応じるとともに、	
必要な助言その他の援助を行うこと。	
	適・否
支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技	,
術をもって支援を行うこと。また、利用者の適し	
性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活	
を営むことができるよう、より適切に指導、訓し	
練等を行うこと。	
	適・否
するとともに、社会生活への適応性を高めるよ	
う、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。	
	適・否
所の従業者以外の者による支援を受けさせない	
	適・否
考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従	
い、適切な時間に提供すること。また、その材	
料には県内で生産された農林水産物及び加工品	
並びに当該農林水産物を材料として県外で生産	
された加工品を利用するよう努めること。	
20 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜	適・否
利用者のためのレクリエーション行事を行うこ	
ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا	
	適・否
22 児童発達支援センターは、常に利用者の健康	適・否
の状況に注意するとともに、利用者に対し、通	
所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断	
を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)	
に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又	
は利用者の障がいの特性等に配慮して行うこ	
と。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の	
結果を把握した場合であって、当該健康診断が	
それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又	

は一部に相当すると認められるときは、同欄に	
掲げる健康診断の全部又は一部を行わないこと	
ができる。	
児童相談所等における	
通所前の健康診断   通所開始時の健康診断	
利用者が通学する学校 における健康診断 必要の都度の健康診断	
23 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管	適・否
理その他の管理を一元的に行わせるとともに、	
従業者に必要な指揮命令を行わせること。	
24 災害の発生その他のやむを得ない事情がある	適・否
場合を除き、利用定員及び発達支援室の定員を	
超えて、サービスの提供を行わないこと。	
25 児童発達支援センターは、避難訓練、消火訓	適・否
練又は地震等の災害に対する訓練を、毎月1回	
以上行うこと。	
26 利用者に対し、適切なサービスを提供するこ	適・否
とができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務	
の体制を定めておくこと。	
27 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を	適・否
除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によ	
ってサービスを提供すること。	
28 虐待の発生又はその再発を防止するため、次	
に掲げる措置を講ずること。	\
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員	適・否
会を定期的に開催するとともに、その結果に	
ついて、従業者に周知徹底を図ること。なお、	
委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催	
することができる。	\ <del></del>
(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を	適・否
定期的に実施すること。	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>
(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施する	適・否
ための担当者を置くこと。	
29 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ	
る措置を講ずること。	\ <del>\</del>
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討	適・否

する委員会を定期的に開催するとともに、そ	
の結果について、従業者に周知徹底を図るこ	
と。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活	
用して開催することができる。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備	適・否
すること。	
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた	適・否
めの研修を定期的に実施すること。	
30 設備、食器等について、衛生的な管理に努め、	適・否
又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康	
管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に	
行うこと。	
31 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はま	
ん延しないように、次に掲げる措置を講ずるこ	
٤.	
	適・否
延の防止のための対策を検討する委員会を定	
期的に開催するとともに、その結果について、	
従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会	
は、テレビ電話装置等を活用して開催するこ	
とができる。	
	適・否
延の防止のための指針を整備すること。	į I
, _ ,	適・否
の予防及びまん延の防止のための研修並びに	,,
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	
を定期的に行うこと。	
	適・否
従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利	į I
用申込者のサービスの選択に資すると認められ	
る重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれら	
の事項を記載した書面を事業所に備え付け、か	
つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる	
こと。	
	適・否
かつ円滑に利用できるように、サービスの内容	, I
1/10/11/11 くこづよノに、ソーレハジ/11台	

に関する情報提供を行うこと。	
34 広告をする場合には、その内容を虚偽のもの	適・否
又は誇大なものとしないこと。	
35 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事	適・否
業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福	
祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者	
(以下「障害児相談支援事業者等」という。)に	
対し、利用者又はその家族に対して当該事業者	
を紹介することの対償として、金品その他の財	
産上の利益を供与しないこと。	
36 障害児相談支援事業者等から、利用者又はそ	適・否
の家族を紹介することの対償として、金品その	
他の財産上の利益を収受しないこと。	
37 児童発達支援センターは、事業の実施地域の	適・否
障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭	
又は障害児が通う保育所、学校その他の施設か	
らの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行	
うよう努めること。	
38 児童発達支援センターの従業者の健康診断に	適・否
当たっては、綿密な注意を払うこと。	
39 従業者の資質の向上のために、研修の機会を	適・否
確保すること。	
40 適切なサービスの提供を確保する観点から、	適・否
職場において行われる性的な言動又は優越的な	
関係を背景とした言動であって業務上必要かつ	
相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環	
境が害されることを防止するための方針の明確	
化等の必要な措置を講ずること。	
41 保護者が偽りその他不正な行為によって障害	適・否
児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給	
を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、	
意見を付してその旨を市町村に通知すること。	
42 サービスの提供を行っているときに利用者に	適・否
病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、	
速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措	
置を講ずること。	

43 運営に	当たっては、地域住民又はその自発的 適・否
な活動等	この連携及び協力を行う等の地域との
交流に努力を表現しています。	つること。
44 事業原	ごとに経理を区分するとともに、サー   適・否
ビスの事	美の会計をその他の事業の会計と区分
すること	
45 提供す	るサービスの質の評価及び改善を行う 📗
に当たっ	ては、次に掲げる事項について、自ら
評価を行	うとともに、利用者の保護者による評
価を受け	:、その改善を図ること。
(1)利用	者及びその保護者の意向、利用者の適 │ 適・否
性、隨	いの特性その他の事情を踏まえた支
	はするための体制の整備の状況
	音の勤務の体制及び資質の向上のため 適・否
の取組	)状況
(3)事業	)用に供する設備及び備品等の状況   適・否
	&関及び地域との連携、交流等の取組 ┃ 適・否
の状況	
(5)利用	f及びその保護者に対する必要な情報 │ 適·否
の提供	助言その他の援助の実施状況
(6) 緊急	持等における対応方法及び非常災害対 │ 適・否
第	
(7) サー	ごスの提供に係る業務の改善を図るた   適・否
めの指	量の実施状況
記録の作り1の条例別	長第1の1の表記録の作成及び保存の
成及び保 項に規定	↑る帳簿及び記録は、次に掲げる区分 ┃┃
<b>  存                                 </b>	れぞれに定める期間保存すること。
	F類 30 年間
(2) 会計	≲票、会計帳簿及び証ひょう書類 10 ││ 適・否
年間	
	及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及 📗 適・否
	5年間
2 作成、	☆ では、
	の規則の規定において書面等(書面、
書類、文	・ 勝本、抄本、正本、副本、複本そ
	図形等人の知覚によって認識するこ

### とができる情報が記載された紙その他の有体物 をいう。この号及び次号において同じ。)で行う ことが規定され、又は想定されるもの(サービス の開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定 するものを除く。)については、書面等に代えて、 当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 的方式その他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをい う。以下同じ。)により行うことができること。 3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以 下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規 則の規定において書面等で行うことが規定さ れ、又は想定されるものについては、当該交付 等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方 が障害児又は诵所給付決定保護者である場合に は当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係 る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮を しつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方 法、磁気的方法その他人の知覚によって認識す ることができない方法をいう。以下同じ。)によ ることができること。 事故等へ 1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員 会が同法第85条の規定により行う調査又はあっ の対応 せんにできる限り協力すること。 2 利用者に対するサービスの提供により賠償す べき事故が発生した場合は、損害賠償を凍やか に行うこと。

滴•否

滴•否

滴•否

#### 2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の	1 次に掲げる従業者を置くこと。
配置	(1) 管理者
	(2) 児童指導員又は保育士
	(3) 児童発達支援管理責任者
	(4)機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必

谪•否

## 2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の	1 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ご
配置	とに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該
	サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区
	分に応じ、それぞれに定める人数以上とするこ
	と。

		T T		<b>T</b>
	要な機能訓練を行う場合に限る。)		(1)利用者の数が 10 人以下の事業所 2人	適•否
	2 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケ	適・否	(2)利用者の数が10人を超える事業所 利用者	適•否
	アを恒常的に受けることが不可欠である障害児		の数から 10 を控除した数を 5 で除した数(1	
	に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身		に満たない端数があるときは、それを切り上	
	障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほ		げた数)に2を加えた人数	
	か、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支		2 児童発達支援管理責任者は、1人以上とする	適・否
	援に支障がない場合として規則で定める場合に		こと。	
	あっては、この限りでない。		3 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場	適•否
	3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応	適・否	合は、機能訓練担当職員を1人以上置くこと。	
	じ、規則で定める人数以上とすること。		4 機能訓練担当職員等がサービスの単位ごとに	適•否
	4 児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常	適・否	その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービ	
	勤であること。		スの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当	
	5 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、	適・否	職員等の数を第1号に掲げる従業者の人数に含	
	専任かつ常勤であること。		めることができること。ただし、この場合にお	
	6 主として重症心身障害児が通う場合は、嘱託	適・否	いては、第1号に掲げる従業者及び機能訓練担	
	医師を定めておくこと。		当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は	
	7 管理者は、専らその職務に従事することがで	適・否	保育士とすること。	
	きる者をもって充てること。ただし、利用者の		5 主として重症心身障害児が通う事業所は、第	適・否
	支援に支障がない場合として規則で定める場合		1号の規定にかかわらず、児童指導員又は保育	
	は、この限りでない。		士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞれ	
	8 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事	適・否	1人以上置くこと。	
	させること。		6 主として重症心身障害児が通う事業所の嘱託	適・否
設備	1 次に掲げる設備を設けること。	適・否	医師の人数は、1人以上とすること。	~
12 Mil	(1) 発達支援室		7 主として重症心身障害児が通う事業所を除	
	(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等		き、次に掲げる場合には、看護職員を置かない	
	2 発達支援室には、訓練に必要な機械器具等を	適・否	ことができること。	
	備えること。		(1) 医療機関等との連携により、看護職員を事	適・否
	3 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供す	適・否	業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対	) I
	るものであること。ただし、利用者の支援に支		して医療的ケアを行う場合	
	障がないと認められるときは、この限りでない。		(2) 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士法	適・否
	4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設	適・否	第48条の3第1項の登録に係る事業所である	
	備を設けること。		場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀	
利用定員		適・否		
一们历足员	身障害児が通う場合は、5人以上とすることがで		一次次分子のかる必要とする障害元に対し、ヨー   該登録を受けた者が自らの事業又はその一環	
	お原音光が通り物面は、3八以上とすることがで		として喀痰吸引等業務を行う場合	
サービス		適・否	(3) 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士法)	適•否
<u> </u>	1 エヨな性田かなく、リーレクの症阱を拒まな			

O BE LI.	1 ,, = 1			7/101/# 0= 4 # 4 T 0 7/ M) - F 4 + W-F - 1. 4	
の開始	いこと。	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>		附則第27条第1項の登録に係る事業所である 場合に関する。これは	
	2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申	適・否		場合に限る。)において、医療的ケアのうち特	
	込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提			定行為のみを必要とする障害児に対し、当該	
	供することが困難な場合は、適当な他の福祉サ			登録を受けた者が自らの事業又はその一環と	
	ービスを提供する者の紹介その他の措置を講ず			して特定行為業務を行う場合	S.1:
	ること。			8 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を	適・否
	3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に	適・否		当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事	
	対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付し			業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる	
	て説明を行い、サービスの提供の開始について			ことができること。	
	同意を得ること。			9 当該事業所と一体的に管理運営を行う従たる	適・否
	(1) 事業の目的及び運営の方針			事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責	
	(2)従業者の職種、人数及び職務の内容			任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる	
	(3) 営業日及び営業時間			事業所の職務に従事する者のそれぞれ1人以上	
	(4)利用定員			を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする	
	(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から			こと。	
	受領する費用の種類及びその額		設備	発達支援室は、利用者の支援に支障がない広さ	適•否
	(6) 事業の実施地域			とすること。	
	(7) サービスの利用に当たっての留意事項		サービス	【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満た	
	(8) 緊急時等における対応方法		の開始	すこと。】	
	(9) 非常災害対策			1 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 77 条	適・否
	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項			の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用	
	(11) 従業者の勤務体制			申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮	
	(12) その他サービスの選択に資する重要事項			を行うこと。	
障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満た			2 サービスの提供を求められた場合は、保護者	適・否
援計画	すこと。】			の提示する通所受給者証によって、通所給付決	
	1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を	適・否		定の有無、通所給付決定をされたサービスの種	
	作成させること。			類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確か	
	2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用	適・否		めること。	
	者の有する能力、置かれている環境及び日常生			3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量	適・否
	活全般の状況等を評価することを通じて保護者			を超えてサービスを提供しないこと。	
	及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握			4 サービスを提供するときは、当該サービスの	適•否
	する作業(以下「アセスメント」という。)の結			内容、提供することとしたサービスの量その他	
	果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発			の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」	
	達を支援する適切な内容とすること。			という。)を当該保護者の通所受給者証に記載す	
	3 アセスメントを行うときは、利用者及びその	適・否		ること。	
	保護者に対して面接すること。また、面接の趣			5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通	適・否

	旨を十分に説明し、その理解を得ること。			所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町	
	4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利	適・否		村に対し遅滞なく報告すること。	
	用者に対するサービスの提供に当たる他の担当			6 通所受給者証記載事項に変更があった場合	適・否
	者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保			は、前2号の規定に準じること。	
	護者に対して説明し、文書によりその同意を得		障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満た	
	ること。		援計画	すこと。】	
	5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害	適・否		1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサ	適・否
	児支援計画を当該利用者の保護者に交付するこ			ービスの提供に当たる担当者等を招集して行う	
	と。			会議を開催するものとする。なお、会議は、テ	
サービス	1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらか	適・否		レビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレ	
の提供	じめ、協力医療機関を定めておくこと。			ビ電話装置等」という。)を活用して開催するこ	
	2 サービスを提供したときは、提供日、提供し	適・否		とができる。	
	たサービスの内容その他必要な事項を記録し、			2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的	適・否
	利用者の保護者の確認をとること。			なアセスメントを含む。以下「モニタリング」	
	3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止する	適・否		という。)を行うとともに、利用者について解決	
	ため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対			すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以	
	する支援等に関する法律第15条の規定に従い、			上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画	
	利用者の心身に有害な影響を与える行為をしな			の変更を行うこと。	
	いよう、従業者の研修を実施するなどの必要な			3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者	
	措置を講ずること。			との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情	
	4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護	適・否		のない限り、次に定めるところにより行うこと。	
	するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的			(1) 定期的に保護者及び利用者に面接するこ	適・否
	拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身			と。	
	体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、			(2) 定期的にモニタリングの結果を記録するこ	適・否
	その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを			と。	
	得ない理由その他必要な事項を記録すること。			4 計画の変更については、計画の作成に準じて	適・否
	5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生	適・否		行うこと。	
	し、又はまん延しないように、衛生上及び健康		サービス	【1の表サービスの提供の項(第 19 号、第 22 号、	
	管理上必要な措置を講ずること。	S. I.	の提供	第 25 号、第 37 号及び第 38 号の規定を除く。)に	
	6 サービスの開始の項第3号(1)から(10)	適・否		掲げる基準を満たすこと。】	\
	までに掲げる事項その他運営に関する重要事項			1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨	適・否
	についての規程を定めること。	\ <del>\</del>		とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な	
	7 利用者の保護者から受領する費用は、提供さ	適・否		事項について、理解しやすいように説明するこ	
	れるサービスに要する費用のうち規則で定める			٤.	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>
	ものに限ること。	\ <del>\</del>		2 サービスの利用について市町村又は指定障害	適・否
	8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと	適・否		児相談支援事業者が行う連絡調整に協力するこ	

に、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必		と。	
要な措置を講ずること。また、従業者に対し、		3 通所給付決定を受けていない者から利用の申	適•否
安全計画について周知するとともに、必要な研		込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて	
修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、		速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必	
利用者の安全の確保に関して保護者との連携が		要な援助を行うこと。	
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ		4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を	適•否
く取組の内容等について周知すること。なお、		考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う	
安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ		通所給付決定の申請について、必要な援助を行	
て変更を行うこと。		うこと。	
9 利用者の施設外での活動、取組等のための移	適・否	5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身	適・否
動その他の利用者の移動のために自動車を運行		の状況、その置かれている環境、他の保健医療	
するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点		サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握	
呼その他の利用者の所在を確実に把握すること		に努めること。	
ができる方法により、利用者の所在を確認する		6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提	適・否
こと。また、利用者の送迎を目的とした自動車		供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規	
(利用の態様を勘案して利用者の見落としのお		定により厚生労働大臣が定める基準により算定	
それが少ないと認められるものを除く。)を日常		した費用の額とし、保護者から支払を受ける額	
的に運行するときは、当該自動車にブザー等を		は、法第 21 条の 5 の 7 第 11 項の規定により市	
備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用		町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を	
者の所在の確認を行うこと。		控除した額とすること。	
10 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等	適・否	7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に	
に関する具体的な計画を定めるとともに、その		要する次に掲げる費用について、保護者から支	
計画を実行できるよう利用者又はその保護者及		払を受けることができること。また、(1) の費	
び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。		用の額は、知事が別に定める額とすること。	
また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参		(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援セ	適・否
加が得られるよう連携に努めること。		ンターの場合に限る。)	
11 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に	適・否	(2) 日用品費	適・否
従い必要な措置を講ずること。また、従業者に		(3)(1)及び(2)のほか、利用者の便益を直	適・否
対し、業務継続計画について周知するとともに、		接向上させるための日常生活において必要と	
必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。		なる費用であって、保護者に負担させること	
なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、		が適当であるもの	
必要に応じて変更を行うこと。		8 前2号に定めるもののほか、その使途が直接	適・否
12 事業所ごとにその提供するサービスについ	適・否	利用者の便益を向上させるための費用で、保護	
て、従業者による評価を受けた上で、定期的に		者に支払を求めることが適当なものについて	
質の評価を行い、その結果を利用者及びその保		は、保護者から支払を受けることできること。	
護者に周知するとともに、常に改善を図ること。		9 前2号の規定により、保護者に支払を求める	適・否

	また、当該評価及び改善の内容を毎年公表する		ときは、その使途及び額並びに支払を求める理	
	こと。		由を書面により説明し、その同意を得ること。	
	13 利用者が地域の保育、教育等の支援を受ける	適・否	また、前3号の規定により保護者から支払を受	
	ことができるようにすることで、障がいの有無		けたときは、その者に対し領収証を交付するこ	
	にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよ		ل کی	
	う、インクルージョンの推進に努めること。		10 障害児通所給付費の支払われないサービスを	適・否
記録の作	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を		提供したときは、提供したサービスの内容、保	
成及び保	満たすこと。】		護者から支払を受けた額その他必要と認められ	
存	従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サ	適・否	る事項を記載したサービス提供証明書を当該保	
	ービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故		護者に交付すること。	
	等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提		11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児	適・否
	供するサービスの状況に関する記録を整備し、規		通所支援を受ける場合において、当該利用者の	
	則で定めるところにより保存すること。		保護者から各事業者に支払うべき額を算定する	
事故等へ	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満た		よう依頼を受けたときは、その額を算定して、	
の対応	すこと。】		市町村及び他の事業者に通知すること。	
	1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由	適・否	12 法第 21 条の5の7第 11 項の規定により市町	適・否
	がなく、その業務上知り得た利用者又はその家		村から障害児通所給付費の支払を受けたとき	
	族の個人情報を漏らさないようにするために必		は、保護者に対してその額を通知すること。	
	要な措置を講ずること。また、他の福祉サービ		13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状	適・否
	スを提供する者等に対して、利用者又はその家		況等に応じて、その者の支援を適切に行うとと	
	族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文		もに、サービスの提供が漫然かつ画一的なもの	
	書により当該利用者又はその家族の同意を得て		とならないよう配慮すること。	
	おくこと。		14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画	
	2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情	適・否	の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げ	
	報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速		る業務を行わせること。	
	やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡		(1) 次号に規定する相談及び援助	適・否
	するとともに、当該事故の状況及び事故に際し		(2)他の従業者に対する技術指導及び助言	適・否
	て採った措置を記録すること。		15 常に利用者の心身の状況、その置かれている	適・否
	3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適	適・否	環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家	
	切に対応するため、サービスに関する苦情を受		族に対し、その相談に適切に応じるとともに、	
	ける窓口の設置その他の措置を講ずること。		必要な助言その他の援助を行うこと。	
	4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を	適・否	16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の	適・否
	記録すること。		支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技	
	5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭	適・否	術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利	
	和 26 年法律第 45 号) 第 56 条第 1 項の規定によ		用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な	
	る質問、検査等に協力すること。		社会生活を営むことができるよう、より適切に	

指導、訓練等を行うこと。	
17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立	適•否
するとともに、社会生活への適応性を高めるより	
う、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。	
18 事業所内では、保護者の負担により当該事業	適・否
所の従業者以外の者による指導、訓練等を受け	
させないこと。	
19 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜	適•否
利用者のためのレクリエーション行事を行うこ	
ا کی	
20 常に利用者の家族との連携を図るよう努める	適•否
21 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管	適•否
理その他の管理を一元的に行わせるとともに、	
従業者に必要な指揮命令を行わせること。	
22 災害の発生その他のやむを得ない事情がある	適・否
場合を除き、利用定員及び指導訓練室の定員を	
超えて、サービスの提供を行わないこと。	
23 利用者に対し、適切なサービスを提供するこ	適・否
とができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務	
の体制を定めておくこと。	
24 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を	適・否
除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によ	
ってサービスを提供すること。	
25 虐待の発生又はその再発を防止するため、次	
に掲げる措置を講ずること。	
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員	適・否
会を定期的に開催するとともに、その結果に	
ついて、従業者に周知徹底を図ること。なお、	
委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催	
することができる。	
(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を	適・否
定期的に実施すること。	
(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施する	適・否
ための担当者を置くこと。	
26 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ	

る措置を講ずること。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討	適・否
する委員会を定期的に開催するとともに、そ	
の結果について、従業者に周知徹底を図るこ	
と。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活	
用して開催することができる。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備	適・否
すること。	~
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた	適・否
めの研修を定期的に実施すること。	~ <u>_</u>
27 設備、食器等について、衛生的な管理に努め、	適・否
又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康	₩ I
管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に	
行うこと。	
28 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまし	
ん延しないように、次に掲げる措置を講ずるこ	
と。	
(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん	適・否
延の防止のための対策を検討する委員会を定し	
期的に開催するとともに、その結果について、	
従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会	
は、テレビ電話装置等を活用して開催するこ	
とができる。	
(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん	適・否
延の防止のための指針を整備すること。	
(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症	適・否
の予防及びまん延の防止のための研修並びに	
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	
を定期的に行うこと。感染症、食中毒及び熱	
中症の発生を防止するために衛生上及び健康	
管理上必要な措置を講ずること。	
29 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、	適・否
世来有の勤務の体制、協力医療機関での他の利用 用申込者のサービスの選択に資すると認められ	
カーと名のり一と人の選択に負すると認められ る重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれら	
の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かり	
四事頃で記載した青囲を事業別に加え竹り、か	

つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ	:る
30 サービスを利用しようとする利用者が、通	[切 │ 適・否 │
かつ円滑に利用できるように、サービスの内	容
に関する情報提供を行うこと。	
31 広告をする場合には、その内容を虚偽のも	の   適・否
又は誇大なものとしないこと。	
32 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援	事し適・否し
業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害	福
	者
(以下「障害児相談支援事業者等」という。)	に
対し、利用者又はその家族に対して当該事業	者
を紹介することの対償として、金品その他の	財
産上の利益を供与しないこと。	
33 障害児相談支援事業者等から、利用者又は	(そ ) 適・否
の家族を紹介することの対償として、金品そ	-の
他の財産上の利益を収受しないこと。	
34 従業者の資質の向上のために、研修の機会	を適・否
確保すること。	
35 適切なサービスの提供を確保する観点から	。、 適・否
職場において行われる性的な言動又は優越的	な
関係を背景とした言動であって業務上必要が	<b>いつ</b>
相当な範囲を超えたものにより従業者の就業	環
境が害されることを防止するための方針の明	確
化等の必要な措置を講ずること。	
36 保護者が偽りその他不正な行為によって障	語 適・否
児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支	給
を受け、又は受けようとしたときは、遅滞な	<.
意見を付してその旨を市町村に通知すること	
37 サービスの提供を行っているときに利用者	·に 適・否
病状の急変が生じた場合その他必要な場合は	
速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な	:措 📗 👚
置を講ずること。	
38 運営に当たっては、地域住民又はその自発	的 │ 適・否 │
な活動等との連携及び協力を行う等の地域と	の
交流に努めること。	

	39 事業所ごとに経理を区分するとともに、サー	適・否
	ビスの事業の会計をその他の事業の会計と区分	
	すること。	
	40 提供するサービスの質の評価及び改善を行う	
	に当たっては、次に掲げる事項について、自ら	
	評価を行うとともに、利用者の保護者による評	
	価を受けて、その改善を図ること。	
	(1) 利用者及びその保護者の意向、利用者の適	適・否
	性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支	
	援を提供するための体制の整備の状況	
	(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のため	適・否
	の取組の状況	
	(3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況	適・否
	(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組	適・否
	の状況	
	(5) 利用者及びその保護者に対する必要な情報	適•否
	の提供、助言その他の援助の実施状況	
	(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対	適・否
	策	
	(7)サービスの提供に係る業務の改善を図るた	適・否
	めの措置の実施状況	
記録の作	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を	
成及び保	満たすこと。】	
存	1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の	
	項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分	
	に応じ、それぞれに定める期間保存すること。	_
	(1)決算書類 30年間	適•否
	(2)会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10	適・否
	年間	
	(3)(1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及	適・否
	び記録 5年間	
	2 作成、保存その他これらに類する行為のうち	適・否
	条例及びこの規則の規定において書面等(書面、	
	書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ	
	の他文字、図形等人の知覚によって認識するこ	
	とができる情報が記載された紙その他の有体物	

				たいる この具及び次見にわいて同じ )で行る	
				をいう。この号及び次号において同じ。)で行う	
				ことが規定され、又は想定されるもの(サービス	
				の開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定	
				するものを除く。)については、書面等に代えて、	
				当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気	
				的方式その他人の知覚によっては認識すること	
				ができない方式で作られる記録であって、電子	
				計算機による情報処理の用に供されるものをい	
				う。以下同じ。)により行うことができること。	
				3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以	適・
				下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規	
				則の規定において書面等で行うことが規定さ	
				れ、又は想定されるものについては、当該交付	
				等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方	
				が障害児又は通所給付決定保護者である場合に	
				は当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係	
				る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮を	
				しつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方	
				法、磁気的方法その他人の知覚によって認識す	
				ることができない方法をいう。以下同じ。)によ	
				ることができること。	
			事故等へ	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満た	
			の対応	すこと。】	
				1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員	適 •
				会が同法第85条の規定により行う調査又はあっ	
				せんにできる限り協力すること。	
				2 利用者に対するサービスの提供により賠償す	適•
				べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか	
				に行うこと。	
	ov \± → 117				
居宅訪問型児童				問型児童発達支援	
区分	基準	一	区分	基準	
	こ掲げる従業者を置くこと。 ************************************	□ 適・否	従業者の	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそ	
			配置	れぞれ定める人数とすること。	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>
(2) 氰	<b></b> 問支援員			(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を	適・

行うために必要な数

(3) 児童発達支援管理責任者

		T	- <b>r</b>		T .
	2 管理者は、専らその職務に従事することがで	適・否		(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上	適・否
	きる者をもって充てること。ただし、利用者の			2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言	適・否
	支援に支障がない場合として規則で定める場合			語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取	
	は、この限りでない。			得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校	
	3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、	適・否		教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若し	
	専ら当該事業所の職務に従事することができる			くは大学院において、心理学を専修する学科、	
	者をもって充てること。			研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒	
	4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事	適・否		業した者であって、個人及び集団心理療法の技	
	させること。			術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有	
設備	1 次に掲げる設備を設けること。			すると認められる者をいう。)として配置された	
	(1)事業の運営を行うために必要な広さを有す	適・否		日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食	
	る専用の区画			事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介	
	(2)サービスの提供に必要な設備及び備品等	適・否		護を行う者に対して介護に関する指導を行う業	
	2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供す	適・否		務又は障がい児について、日常生活における基	
	るものであること。ただし、利用者の支援に支			本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向	
	障がないと認められるときは、この限りでない。			上のために必要な訓練その他の支援(以下この号	
サービス	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まな	適・否		において「支援」という。)を行い、並びに当該	
の開始	いこと。			障がい児の支援を行う者に対して訓練等に関す	
	2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申	適・否		る指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業	
	込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提し			教育に係る業務に 3 年以上従事した者であるこ	
	供することが困難な場合は、適当な他の福祉サー			کی ا	
	ービスを提供する者の紹介その他の措置を講ず			3 管理者は、利用者の支援に支障がないと認め	適・否
	ること。			られるときは、訪問支援員及び児童発達支援管	
	3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に	適・否		理責任者を兼ねることができること。	
	対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付し			4 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責	適・否
	て説明を行い、サービスの提供の開始について			任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援	
	同意を得ること。			に支障がないと認められるときは、管理者を当	
	(1)事業の目的及び運営の方針			該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業	
	(2)従業者の職種、人数及び職務の内容			所以外の事業所、施設等の職務に従事させるこ	
	(3) 営業日及び営業時間			とができること。	
	(4)サービスの内容並びに利用者の保護者から		サービス	【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満た	
	受領する費用の種類及びその額		の開始	すこと。	
	(5)事業の実施地域		- 7 1/13/14	1 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 77 条	適・否
	(6)サービスの利用に当たっての留意事項			の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用	
	(7) 緊急時等における対応方法			申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮	
	(8) 虐待の防止のための措置に関する事項			を行うこと。	
	(8) 虐付の防止のための指直に関する事項			<b>を11 7 こ と</b> 。	

	(9) 従業者の勤務体制			2 サービスの提供を求められた場合は、保護者	適・否
	(10) その他サービスの選択に資する重要事項			の提示する通所受給者証によって、通所給付決	
障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満た			定の有無、通所給付決定をされたサービスの種	
援計画	すこと。】			類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確か	
	1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を	適・否		めること。	
	作成させること。			3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量	適•否
	2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用	適・否		を超えてサービスを提供しないこと。	
	者の有する能力、置かれている環境及び日常生			4 サービスを提供するときは、当該サービスの	適•否
	活全般の状況等を評価することを通じて保護者			内容、提供することとしたサービスの量その他	
	及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握			の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」	
	する作業(以下「アセスメント」という。)の結			という。)を当該保護者の通所受給者証に記載す	
	果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発			ること。	
	達を支援する適切な内容とすること。			5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通	適•否
	3 アセスメントを行うときは、利用者及びその	適・否		所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町	
	保護者に対して面接すること。また、面接の趣			村に対し遅滞なく報告すること。	
	旨を十分に説明し、その理解を得ること。			6 通所受給者証記載事項に変更があった場合	適・否
	4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利	適・否		は、前2号の規定に準じること。	
	用者に対するサービスの提供に当たる他の担当		障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満た	
	者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保		援計画	すこと。】	
	護者に対して説明し、文書によりその同意を得			1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサ	適・否
	ること。			ービスの提供に当たる担当者等を招集して行う	
	5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害	適・否		会議を開催するものとする。なお、会議は、テ	
	児支援計画を当該利用者の保護者に交付するこ			レビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレ	
	と。			ビ電話装置等」という。)を活用して開催するこ	
サービス	1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらか	適・否		とができる。	
の提供	じめ、協力医療機関を定めておくこと。			2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的	適・否
	2 サービスを提供したときは、提供日、提供し	適・否		なアセスメントを含む。以下「モニタリング」	
	たサービスの内容その他必要な事項を記録し、			という。)を行うとともに、利用者について解決	
	利用者の保護者の確認をとること。			すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以	
	3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止する	適・否		上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画	
	ため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対			の変更を行うこと。	
	する支援等に関する法律第15条の規定に従い、			3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者	
	利用者の心身に有害な影響を与える行為をしな			との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情	
	いよう、従業者の研修を実施するなどの必要な			のない限り、次に定めるところにより行うこと。	
	措置を講ずること。			(1) 定期的に保護者及び利用者に面接するこ	適・否
	4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護	適・否		と。	

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的			(2) 定期的にモニタリングの結果を記録するこ	適・否
拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身			ی د	
体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、			4 計画の変更については、計画の作成に準じて	適•否
その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを			行うこと。	
得ない理由その他必要な事項を記録すること。		サービス	1 1の表サービスの提供の項(第7号、第19号、	適・否
5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生	適・否	の提供	第 22 号、第 24 号、第 25 号、第 33 号、第 37	
し、又はまん延しないように、衛生上及び健康			号、第 38 号及び第 45 号の規定を除く。) に掲げ	
管理上必要な措置を講ずること。			る基準を満たすこと。	
6 サービスの開始の項第3号(1)から(8)	適・否		【1の表サービスの提供の項の該当部分】	
までに掲げる事項その他運営に関する重要事項			1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨	適•否
についての規程を定めること。			とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な	
7 利用者の保護者から受領する費用は、提供さ	適・否		事項について、理解しやすいように説明するこ	
れるサービスに要する費用のうち規則で定める			と。	
ものに限ること。			2 サービスの利用について市町村又は指定障害	適・否
8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと	適・否		児相談支援事業者が行う連絡調整に協力するこ	
に、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必			٤.	)-te
要な措置を講ずること。また、従業者に対し、			3 通所給付決定を受けていない者から利用の申	適・否
安全計画について周知するとともに、必要な研			込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて	
修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、			速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必	
利用者の安全の確保に関して保護者との連携が			要な援助を行うこと。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ			4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を	適・否
く取組の内容等について周知すること。なお、			考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う	
安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。			通所給付決定の申請について、必要な援助を行 うこと。	
	適・否		うこと。   5 サービスを利用しようとする利用者が、適切	適・否
動その他の利用者の移動のために自動車を運行			5	
するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点			に関する情報提供を行うよう努めること。	
呼その他の利用者の所在を確実に把握すること			6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提	適・否
ができる方法により、利用者の所在を確認する			供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規	
こと。			定により厚生労働大臣が定める基準により算定	
10 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に	適・否		した費用の額とし、保護者から支払を受ける額	
従い必要な措置を講ずること。また、従業者に			は、法第 21 条の 5 の 7 第 11 項の規定により市	
対し、業務継続計画について周知するとともに、			町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を	
必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。			控除した額とすること。	
なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、			7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に	
必要に応じて変更を行うこと。			要する次に掲げる費用について、保護者から支	

	11 提供するサービスについて定期的に点検し、	適・否	払を受けることができること。また、(1)の費	
	その結果を利用者及びその保護者に周知するこ		用の額は、知事が別に定める額とすること。	
	と。また、外部の者による評価を行い、その結		(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援セ	適・否
	果を公表するよう努めること。		ンターの場合に限る。)	
記録の作	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を		(2) 日用品費	適・否
成及び保	満たすこと。】		(3)(1)及び(2)のほか、利用者の便益を直	適・否
存	従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サ	適・否	接向上させるための日常生活において必要と	
	ービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故		なる費用であって、保護者に負担させること	
	等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提		が適当であるもの	
	供するサービスの状況に関する記録を整備し、規		8 前2号に定めるもののほか、その使途が直接	適•否
	則で定めるところにより保存すること。		利用者の便益を向上させるための費用で、保護	
事故等へ	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満た		者に支払を求めることが適当なものについて	
の対応	すこと。】		は、保護者から支払を受けることできること。	
	1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由	適・否	9 前2号の規定により、保護者に支払を求める	適・否
	がなく、その業務上知り得た利用者又はその家		ときは、その使途及び額並びに支払を求める理	
	族の個人情報を漏らさないようにするために必		由を書面により説明し、その同意を得ること。	
	要な措置を講ずること。また、他の福祉サービ		また、前3号の規定により保護者から支払を受	
	スを提供する者等に対して、利用者又はその家		けたときは、その者に対し領収証を交付するこ	
	族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文		と。	
	書により当該利用者又はその家族の同意を得て		10 障害児通所給付費の支払われないサービスを	適・否
	おくこと。		提供したときは、提供したサービスの内容、保	
	2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情	適・否	護者から支払を受けた額その他必要と認められ	
	報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速		る事項を記載したサービス提供証明書を当該保	
	やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡		護者に交付すること。	
	するとともに、当該事故の状況及び事故に際し		11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児	適・否
	て採った措置を記録すること。		通所支援を受ける場合において、当該利用者の	
	3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適	適・否	保護者から各事業者に支払うべき額を算定する	
	切に対応するため、サービスに関する苦情を受		よう依頼を受けたときは、その額を算定して、	
	ける窓口の設置その他の措置を講ずること。		市町村及び他の事業者に通知すること。	
	4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を	適・否	12 法第 21 条の 5 の 7 第 11 項の規定により市町	適・否
	記録すること。		村から障害児通所給付費の支払を受けたとき	
	5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭	適・否	は、保護者に対してその額を通知すること。	
	和 26 年法律第 45 号) 第 56 条第1項の規定によ		13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状	適・否
	る質問、検査等に協力すること。		況等に応じて、その者の支援を適切に行うとと	
			もに、サービスの提供が漫然かつ画一的なもの	
			とならないよう配慮すること。	

14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画	
の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げ	
る業務を行わせること。	
(1) 次号に規定する相談及び援助	適・否
(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言	適・否
15 常に利用者の心身の状況、その置かれている	適・否
環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家	~= 1
族に対し、その相談に適切に応じるとともに、	
必要な助言その他の援助を行うこと。	
16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の	適・否
支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技	~ 1
術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利し	
用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な	
社会生活を営むことができるよう、より適切に	
指導、訓練等を行うこと。	
17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立	適・否
するとともに、社会生活への適応性を高めるよ	
う、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。	
18 事業所内では、保護者の負担により当該事業	適・否
所の従業者以外の者による指導、訓練等を受け	,,
させないこと。	
19 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜し好を	適・否
考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従	,,
い、適切な時間に提供すること。また、その材し	
料には県内で生産された農林水産物及び加工品	
並びに当該農林水産物を材料として県外で生産	
された加工品を利用するよう努めること。	
20 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜	適・否
利用者のためのレクリエーション行事を行うこ	
21 常に利用者の家族との連携を図るよう努める	適・否
22 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管	適•否
理その他の管理を一元的に行わせるとともに、	
従業者に必要な指揮命令を行わせること。	
23 利用者に対し、適切なサービスを提供するこ	適・否

とができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務	
の体制を定めておくこと。	
24 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を	適・否
除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によ	,
ってサービスを提供すること。	
25 虐待の発生又はその再発を防止するため、次	
に掲げる措置を講ずること。	
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員	適•否
会を定期的に開催するとともに、その結果に	ж <u>.</u> П
ついて、従業者に周知徹底を図ること。なお、	
委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催	
することができる。	
(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を	適•否
定期的に実施すること。	~= [
(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施する	適・否
ための担当者を置くこと。	~= [
26 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ	
る措置を講ずること。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討	適・否
する委員会を定期的に開催するとともに、そ	~= [
の結果について、従業者に周知徹底を図るこ	
と。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活	
用して開催することができる。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備	適•否
すること。	,
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた	適・否
めの研修を定期的に実施すること。	
29 設備、食器等について、衛生的な管理に努め、	適•否
又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康	
管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に	
行うこと。	
30 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はま	
ん延しないように、次に掲げる措置を講ずるこ	
٤.	
(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん	適・否
延の防止のための対策を検討する委員会を定し	~ 1
延の防止のための対策を検討する委員会を定	

期的に開催するとともに、その結果について、	
従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会	
は、テレビ電話装置等を活用して開催するこ	
とができる。	
(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん	適・否
延の防止のための指針を整備すること。	
(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症	適・否
の予防及びまん延の防止のための研修並びに	
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	
を定期的に行うこと。感染症、食中毒及び熱	
中症の発生を防止するために衛生上及び健康	
管理上必要な措置を講ずること。	
31 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、	適・否
用申込者のサービスの選択に資すると認められ	
る重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれら	
の事項を記載した書面を事業所に備え付け、か	
つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる	
こと。	
	適・否
かつ円滑に利用できるように、サービスの内容	
に関する情報提供を行うこと。	
33 広告をする場合には、その内容を虚偽のもの	適・否
又は誇大なものとしないこと。	
34 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事	適・否
業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福	
社サービスを行う者等又はこれらの者の従業者	
(以下「障害児相談支援事業者等」という。)に	
対し、利用者又はその家族に対して当該事業者	
を紹介することの対償として、金品その他の財	
産上の利益を供与しないこと。	
35 障害児相談支援事業者等から、利用者又はそ	適・否
の家族を紹介することの対償として、金品その	-
他の財産上の利益を収受しないこと。	
36 従業者の資質の向上のために、研修の機会を	適・否
	, ~ I

	37 適切なサービスの提供を確保する観点から、	適・否
	職場において行われる性的な言動又は優越的な	
	関係を背景とした言動であって業務上必要かつ	
	相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環	
	境が害されることを防止するための方針の明確	
	化等の必要な措置を講ずること。	
	38 保護者が偽りその他不正な行為によって障害	適・否
	児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給	
	を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、	
	意見を付してその旨を市町村に通知すること。	
	39 サービスの提供を行っているときに利用者に	適・否
	病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、	,,
	速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措	
	置を講ずること。	
	40 運営に当たっては、地域住民又はその自発的	適・否
	な活動等との連携及び協力を行う等の地域との	.)
	交流に努めること。	
	41 事業所ごとに経理を区分するとともに、サー	適・否
	ビスの事業の会計をその他の事業の会計と区分	.)
	すること。	
	2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回	適・否
	訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家	~ <u>.</u>
	族又は訪問する施設から求められたときは、こ	
	れを提示させること。	
	3 1 の表サービスの提供の項第 6 号及び第 8 号	適・否
	に定めるもののほか、保護者の求めによりサー	Ų
	ビスの実施地域外の地域においてサービスを提	
	供する場合は、それに要した交通費の額の支払	
	を保護者から受けることができること。	
	4 前号の規定による保護者の支払については、	適・否
	1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じ	
	ること。	
記録の作	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を	
成及び保	満たすこと。	
存	1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の	
1.3	項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分	

に応じ、それぞれに定める期間保存すること。	
(1) 決算書類 30 年間	適・否
(1) (2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10	適・否
年間	
(3)(1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及	適・否
2 作成、保存その他これらに類する行為のうち	適•否
条例及びこの規則の規定において書面等(書面、	
書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ	
の他文字、図形等人の知覚によって認識するこ	
とができる情報が記載された紙その他の有体物	
をいう。この号及び次号において同じ。)で行う	
ことが規定され、又は想定されるもの(サービス)	
の開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定	
するものを除く。)については、書面等に代えて、	
当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気	
的方式その他人の知覚によっては認識すること	
ができない方式で作られる記録であって、電子	
計算機による情報処理の用に供されるものをい	
う。以下同じ。)により行うことができること。	
3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以	適・否
下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規	, <u>e</u> L
リの規定において書面等で行うことが規定さ	
れ、又は想定されるものについては、当該交付	
等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方	
が障害児又は通所給付決定保護者である場合に	
は当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係	
る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮を	
しつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方	
法、磁気的方法その他人の知覚によって認識す	
ることができない方法をいう。以下同じ。)によ	
ることができること。	
事故等へ 【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満た	
の対応しずこと。】	
1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員	適・否
会が同法第85条の規定により行う調査又はあっ	

		1			
				せんにできる限り協力すること。	
				2 利用者に対するサービスの提供により賠償す	適・否
				べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか	
				に行うこと。	
4 保育所				等訪問支援	
区分	基準		区分	基準	
従業者の	1 次に掲げる従業者を置くこと。	適・否	従業者の	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそ	
配置	(1)管理者		配置	れぞれ定める人数とすること。	
	(2) 訪問支援員			(1)訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を	適・否
	(3) 児童発達支援管理責任者			行うために必要な数	
	2 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、	適・否		(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上	適・否
	専ら当該事業所の職務に従事することができる			2 管理者は、利用者の支援に支障がないと認め	適・否
	者をもって充てること。			られるときは、訪問支援員及び児童発達支援管	
	3 管理者は、専らその職務に従事することがで	適・否		理責任者を兼ねることができること。	
	きる者をもって充てること。ただし、利用者の			3 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責	適・否
	支援に支障がない場合として規則で定める場合			任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援	
	は、この限りでない。			に支障がないと認められるときは、管理者を当	
	4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事	適・否		該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業	
	させること。			所以外の事業所、施設等の職務に従事させるこ	
設備	【3の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。】	適・否		とができること。	
			サービス	【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満た	
サービス	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まな	適・否	の開始	すこと。】	
の開始	いこと。			1 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 77 条	適・否
	2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申	適・否		の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用	
	込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提			申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮	
	供することが困難な場合は、適当な他の福祉サ			を行うこと。	
	ービスを提供する者の紹介その他の措置を講ず			2 サービスの提供を求められた場合は、保護者	適・否
	ること。			の提示する通所受給者証によって、通所給付決	
	3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に	適・否		定の有無、通所給付決定をされたサービスの種	
	対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付し			類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確か	
	て説明を行い、サービスの提供の開始について			めること。	
	同意を得ること。			3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量	適・否
	(1) 事業の目的及び運営の方針			を超えてサービスを提供しないこと。	
	(2)従業者の職種、人数及び職務の内容			4 サービスを提供するときは、当該サービスの	適・否
	(3) 営業日及び営業時間			内容、提供することとしたサービスの量その他	

	(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から			の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」	
	受領する費用の種類及びその額			という。)を当該保護者の通所受給者証に記載す	
	(5) 事業の実施地域			ること。	
	(6) サービスの利用に当たっての留意事項			5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通	適・否
	(7) 緊急時等における対応方法			所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町	
	(8) 虐待の防止のための措置に関する事項			村に対し遅滞なく報告すること。	
	(9) 従業者の勤務体制			6 通所受給者証記載事項に変更があった場合	適・否
	(10) その他サービスの選択に資する重要事項			は、前2号の規定に準じること。	
障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満た		障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満た	
援計画	すこと。】		援計画	すこと。】	
	1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を	適・否		1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサ	適・否
	作成させること。			ービスの提供に当たる担当者等を招集して行う	
	2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用	適・否		会議を開催するものとする。なお、会議は、テ	
	者の有する能力、置かれている環境及び日常生			レビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレ	
	活全般の状況等を評価することを通じて保護者			ビ電話装置等」という。)を活用して開催するこ	
	及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握			とができる。	
	する作業(以下「アセスメント」という。)の結			2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的	適・否
	果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発			なアセスメントを含む。以下「モニタリング」	
	達を支援する適切な内容とすること。			という。)を行うとともに、利用者について解決	
	3 アセスメントを行うときは、利用者及びその	適・否		すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以	
	保護者に対して面接すること。また、面接の趣			上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画	
	旨を十分に説明し、その理解を得ること。			の変更を行うこと。	
	4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利	適・否		3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者	
	用者に対するサービスの提供に当たる他の担当			との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情	
	者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保			のない限り、次に定めるところにより行うこと。	
	護者に対して説明し、文書によりその同意を得			(1) 定期的に保護者及び利用者に面接するこ	適・否
	ること。			と。	
	5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害	適・否		(2) 定期的にモニタリングの結果を記録するこ	適・否
	児支援計画を当該利用者の保護者に交付するこ			と。	
	と。			4 計画の変更については、計画の作成に準じて	適・否
サービス	1 サービスを提供したときは、提供日、提供し	適・否		行うこと。	
の提供	たサービスの内容その他必要な事項を記録し、		サービス	【1の表サービスの提供の項の該当部分】	
	利用者の保護者の確認をとること。		の提供	1 1の表サービスの提供の項(第1号の4、第	適・否
	2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止する	適・否		7号、第19号、第22号、第24号、第25号、	
	ため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対			第 33 号、第 37 号、第 38 号及び第 45 号の規定	
	する支援等に関する法律第15条の規定に従い、			を除く。)に掲げる基準を満たすこと。	

	利用者の心身に有害な影響を与える行為をしな		2 サービスを利用しようとする利用者が、適切	適・否
	いよう、従業者の研修を実施するなどの必要な		かつ円滑に利用できるように、サービスの内容	
	措置を講ずること。		に関する情報提供を行うよう努めること。	
3	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護	適・否	3 通所給付決定を受けていない者から利用の申	適・否
	するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的		込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて	
	拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身		速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必	
	体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、		要な援助を行うこと。	
	その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを		4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を	適•否
	得ない理由その他必要な事項を記録すること。		考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う	
	感染症その他の規則で定める健康被害が発生	適・否	通所給付決定の申請について、必要な援助を行	
	し、又はまん延しないように、衛生上及び健康		うこと。	
	管理上必要な措置を講ずること。		5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身	適・否
5	サービスの開始の項第3号(1)から(8)	適・否	の状況、その置かれている環境、他の保健医療	
	までに掲げる事項その他運営に関する重要事項		サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握	
	についての規程を定めること。		に努めること。	
6	利用者の保護者から受領する費用は、提供さ	適・否	6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提	適・否
	れるサービスに要する費用のうち規則で定める		供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規	
	ものに限ること。		定により厚生労働大臣が定める基準により算定	
7	利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと	適・否	した費用の額とし、保護者から支払を受ける額	
	に、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必		は、法第 21 条の 5 の 7 第 11 項の規定により市	
	要な措置を講ずること。また、従業者に対し、		町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を	
	安全計画について周知するとともに、必要な研		控除した額とすること。	
	修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、		7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に	
	利用者の安全の確保に関して保護者との連携が		要する次に掲げる費用について、保護者から支	
	図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ		払を受けることができること。また、(1)の費	
	く取組の内容等について周知すること。なお、		用の額は、知事が別に定める額とすること。	
	安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ		(1)食事の提供に要する費用(児童発達支援セ	適・否
	て変更を行うこと。	\	ンターの場合に限る。)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	利用者の施設外での活動、取組等のための移	適・否	(2) 日用品費	適・否
	動その他の利用者の移動のために自動車を運行		(3)(1)及び(2)のほか、利用者の便益を直	適・否
	するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点		接向上させるための日常生活において必要と	
	呼その他の利用者の所在を確実に把握すること		なる費用であって、保護者に負担させること	
	ができる方法により、利用者の所在を確認する		が適当であるもの	\ <del>\</del>
	~	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	8 前2号に定めるもののほか、その使途が直接	適・否
		適・否	利用者の便益を向上させるための費用で、保護	
	従い必要な措置を講ずること。また、従業者に		者に支払を求めることが適当なものについて	

	対し、業務継続計画について周知するとともに、		は、保護者から支払を受けることできること。	
	必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。		9 前2号の規定により、保護者に支払を求める	適・否
	なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、		ときは、その使途及び額並びに支払を求める理	
	必要に応じて変更を行うこと。		由を書面により説明し、その同意を得ること。	
	10 事業所ごとにその提供するサービスについ	適・否	また、前3号の規定により保護者から支払を受	
	て、従業者による評価による評価を受けた上で、		けたときは、その者に対し領収証を交付するこ	
	定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及		ا کی	
	びその保護者並びに当該事業所の訪問支援員が		10 障害児通所給付費の支払われないサービスを	適・否
	当該利用者に対して保育所等訪問支援を行うに		提供したときは、提供したサービスの内容、保	
	当たって訪問する施設に周知すること。また、		護者から支払を受けた額その他必要と認められ	
	当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。		る事項を記載したサービス提供証明書を当該保	
	11 利用者が地域の保育、教育等の支援を受ける	適・否	護者に交付すること。	
	ことができるようにすることで、障がいの有無		11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児	適・否
	にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよ		通所支援を受ける場合において、当該利用者の	
	う、インクルージョンの推進に努めること。		保護者から各事業者に支払うべき額を算定する	
記録の作	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を		よう依頼を受けたときは、その額を算定して、	
成及び保	満たすこと。】		市町村及び他の事業者に通知すること。	
存	従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サ	適・否	12 法第 21 条の5の7第 11 項の規定により市町	適・否
	ービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故		村から障害児通所給付費の支払を受けたとき	
	等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提		は、保護者に対してその額を通知すること。	
	供するサービスの状況に関する記録を整備し、規		13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状	適・否
	則で定めるところにより保存すること。		況等に応じて、その者の支援を適切に行うとと	
事故等へ	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満た		もに、サービスの提供が漫然かつ画一的なもの	
の対応	すこと。】		とならないよう配慮すること。	
	1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由	適・否	14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画	
	がなく、その業務上知り得た利用者又はその家		の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げ	
	族の個人情報を漏らさないようにするために必		る業務を行わせること。	
	要な措置を講ずること。また、他の福祉サービ		(1) 次号に規定する相談及び援助	適・否
	スを提供する者等に対して、利用者又はその家		(2)他の従業者に対する技術指導及び助言	適・否
	族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文		15 常に利用者の心身の状況、その置かれている	適・否
	書により当該利用者又はその家族の同意を得て		環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家	
	おくこと。		族に対し、その相談に適切に応じるとともに、	
	2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情	適・否	必要な助言その他の援助を行うこと。	
	報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速		16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の	適・否
	やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡		支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技	
	するとともに、当該事故の状況及び事故に際し		術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利	

て採った措置を記録すること。		用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な	
3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適	適•否	社会生活を営むことができるよう、より適切に	
切に対応するため、サービスに関する苦情を受し		指導、訓練等を行うこと。	
ける窓口の設置その他の措置を講ずること。		17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立	適•否
4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を	適•否	するとともに、社会生活への適応性を高めるよ	
記録すること。		う、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。	
5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭	適•否	18 事業所内では、保護者の負担により当該事業	適•否
和 26 年法律第 45 号) 第 56 条第 1 項の規定によ		所の従業者以外の者による指導、訓練等を受け	
る質問、検査等に協力すること。		させないこと。	
		19 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜し好を	適・否
		考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従	
		い、適切な時間に提供すること。また、その材	
		料には県内で生産された農林水産物及び加工品	
		並びに当該農林水産物を材料として県外で生産	
		された加工品を利用するよう努めること。	
		20 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜	適・否
		利用者のためのレクリエーション行事を行うこ	
		٤.	
		21 常に利用者の家族との連携を図るよう努める	適・否
		こと。	
		22 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管	適・否
		理その他の管理を一元的に行わせるとともに、	
		従業者に必要な指揮命令を行わせること。	\
		23 利用者に対し、適切なサービスを提供するこ	適•否
		とができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務	
		の体制を定めておくこと。	ोर्स <b>र</b>
		24 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を	適・否
		除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によ	
		ってサービスを提供すること。	
		25 虐待の発生又はその再発を防止するため、次	
		に掲げる措置を講ずること。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員	適•否
		会を定期的に開催するとともに、その結果に	
		云を足動的に開催することもに、その船未に ついて、従業者に周知徹底を図ること。なお、	
		委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催	
		することができる。	
		7 3 C C N C C 30	

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を	適•否
定期的に実施すること。	
(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施する	適・否
ための担当者を置くこと。	
26 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討	適・否
する委員会を定期的に開催するとともに、そ	
の結果について、従業者に周知徹底を図るこ	
と。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活	
用して開催することができる。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備	適・否
すること。	
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた	適・否
めの研修を定期的に実施すること。	
	適・否
又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康	
管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に	
行うこと。	
28 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はま	
ん延しないように、次に掲げる措置を講ずるこ	
ا	
	適・否
延の防止のための対策を検討する委員会を定	
期的に開催するとともに、その結果について、	
は、テレビ電話装置等を活用して開催するこ	
とができる。	
(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん	適・否
延の防止のための指針を整備すること。	
(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症	適・否
の予防及びまん延の防止のための研修並びに	
を定期的に行うこと。感染症、食中毒及び熱	
中症の発生を防止するために衛生上及び健康	

	29 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、	適・否
· ·	従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利	
· ·	用申込者のサービスの選択に資すると認められ	
	る重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれら	
· ·	の事項を記載した書面を事業所に備え付け、か	
· ·	つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる	
	30 サービスを利用しようとする利用者が、適切	適・否
· ·	かつ円滑に利用できるように、サービスの内容	
· ·	に関する情報提供を行うこと。	
· ·	31 広告をする場合には、その内容を虚偽のもの	適・否
· ·	又は誇大なものとしないこと。	
	32 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事	適・否
	業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福	
	(以下「障害児相談支援事業者等」という。)に	
	対し、利用者又はその家族に対して当該事業者	
	を紹介することの対償として、金品その他の財	
	産上の利益を供与しないこと。	
· ·	33 障害児相談支援事業者等から、利用者又はそ	適・否
	の家族を紹介することの対償として、金品その	
	他の財産上の利益を収受しないこと。	
	34 従業者の資質の向上のために、研修の機会を	適・否
	確保すること。	
	35 適切なサービスの提供を確保する観点から、	適・否
	職場において行われる性的な言動又は優越的な┃┃	
	関係を背景とした言動であって業務上必要かつ	
	相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環	
	境が害されることを防止するための方針の明確	
· ·	化等の必要な措置を講ずること。	
	36 保護者が偽りその他不正な行為によって障害	適・否
	児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給	
	を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、	
	意見を付してその旨を市町村に通知すること。	
	37 サービスの提供を行っているときに利用者に	適・否
	病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、	

	速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措	
	置を講ずること。	
	38 運営に当たっては、地域住民又はその自発的	適・否
	な活動等との連携及び協力を行う等の地域との	
	交流に努めること。	
	39 事業所ごとに経理を区分するとともに、サー	適・否
	ビスの事業の会計をその他の事業の会計と区分	
	すること。	
	2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回	適・否
	訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家	
	族又は訪問する施設から求められたときは、こ	
	れを提示させること。	
	3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号	適・否
	に定めるもののほか、保護者の求めによりサー	
	ビスの実施地域外の地域においてサービスを提	
	供する場合は、それに要した交通費の額の支払	
	を保護者から受けることができること。	\ <del>\</del>
	4 前号の規定による保護者の支払については、	適・否
	1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じ	
=7.43.0.15	ること。	
記録の作	_	
成及び保	満たすこと。	
存	1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の	
	項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分	
	に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)決算書類 30年間	適・否
	(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10	適・否
	年間	
	(3)(1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及	適・否
	び記録 5年間	
	2 作成、保存その他これらに類する行為のうち	適・否
	条例及びこの規則の規定において書面等(書面、	
	書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ	
	の他文字、図形等人の知覚によって認識するこ	
	とができる情報が記載された紙その他の有体物	
	をいう。この号及び次号において同じ。)で行う	

	ことが規定され、又は想定されるもの(サービス	
	の開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定	
	するものを除く。)については、書面等に代えて、	
	当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気	
	的方式その他人の知覚によっては認識すること	
	ができない方式で作られる記録であって、電子	
	計算機による情報処理の用に供されるものをい	
	う。以下同じ。)により行うことができること。	
	3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以	適・否
	下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規	
	則の規定において書面等で行うことが規定さ	
	れ、又は想定されるものについては、当該交付	
	等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方	
	が障害児又は通所給付決定保護者である場合に	
	は当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係	
	る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮を	
	しつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方	
	法、磁気的方法その他人の知覚によって認識す	
	ることができない方法をいう。以下同じ。)によ	
<b>市+4</b> / ** .	ることができること。	
事故等へ	<del>-</del>	
の対応	すこと。	· 本
	1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員	適・否
	会が同法第85条の規定により行う調査又はあっ	
	せんにできる限り協力すること。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	2 利用者に対するサービスの提供により賠償す	適・否
	べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか	
	に行うこと。	
	第3条関係)	
	上の事業を一体的に行う事業所の場合	
区分	基準	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>
従業者の		適・否
配置	置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる	
	基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、放	
	課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	

	及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以	
	上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従	
	業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事	
	させることができる。	
	   2 利用定員の合計が 20 人未満である事業所(前	適・否
	号後段に規定するサービスのみを行う事業所を	
	除く。)は、同号前段の規定にかかわらず、従業	
	者(管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託)	
	医を除く。) のうち常勤とする者は、1人以上と	
	ひを除く。」のプラ市動とする日は、1八歩工と   することをもって足りること。	
=n./±±	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	海,不
設備	事業の種類に応じ条例別表第1設備の項及び別	適・否
	表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。ただ	
	し、サービスの提供に支障を来さないよう配慮さ	
	れているときは、一体的に行う他の事業の設備を	
	兼用することができる。	
利用定員	1 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利	適・否
	用定員は、それぞれ 10 人以上(主として重症心	
	身障害児が通う事業所にあっては、5人以上)	
	とすること。ただし、これらの事業のうち2以	
	上の事業を一体的に行う場合は、利用定員の合	
	計を 10 人以上(主として重症心身障害児が通う	
	事業所にあっては、5人以上)とすることをも	
	って足りる。	
	2 前号の規定にかかわらず、事業所の利用定員	適・否
	の合計が 20 人以上である場合は、医療型児童発	
	<b>達支援及び放課後等デイサービスの利用定員を</b>	
	それぞれ5人以上とすることができること。た	
	だし、これらの事業のうち2以上の事業を一体	
	的に行う場合は、これらの事業の利用定員の合	
	計を5人以上とすることをもって足りる。	
	3 前2号の規定にかかわらず、児童発達支援又	適・否
	は放課後等デイサービスの事業と主として重度	
	の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の	
	機能の障がいが重複している障害者に対する生	
	活介護の事業を併せて行う場合は、事業所の利	
	用定員の合計を5人以上とすることをもって足	
	用足貝の百司を3八以上と9勾ことをもつ(足	

	りること。	
サービス	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの	適・否
の開始	開始の項及び別表第1サービスの開始の項に掲げ	
	る基準を満たすこと。	
障害児支	条例別表第1障害児支援計画の項及び別表第1	適・否
援計画	障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	
サービス	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの	適・否
の提供	提供の項及び別表第1サービスの提供の項に掲げ	
	る基準を満たすこと。	
記録の作	条例別表第1記録の作成及び保存の項及び別表	適・否
成及び保	第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満た	
存	すこと。	\
事故等へ	条例別表第1事故等への対応の項及び別表第1	適・否
の対応	事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	
は、これ (1)児童 号から 22号、	あっては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務に代わる適当な者が行うことができる。 発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第1 第3号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第 第25号、第37号及び第38号の規定を除く。)に掲	適・否
	後等デイサービス 別表第1の3の表(従業者の配置 1号から第6号まで及び設備の項の規定を除く。)に	適•否
<ol> <li>従業者 利用する おいて指</li> </ol>	の人数が、前号(1)及び(2)に掲げるサービスを 障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合に 定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数	適·否
. — .	ること。 サービスを提供するため、障害児入所施設その他の関 ら必要な技術的支援を受けていること。	適•否
別表第4(	第3条関係)	

<b>公开生刑指宁其淮(诏</b>	所介護、地域密着型通所介護関係) 「新力護、地域密着型通所介護関係」	
	び第3号に掲げる基準を満たすこと。	適・2
	国室の床面積が、別表第3第1号(1)及び	適・召
	ビスを利用する障害児を通所介護等の利用	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	と場合における通所介護等の利用者の数で	
除して3平方メート		
	別表第3第1号(1)及び(2)に掲げる	<b>適・</b> 2
	5 障害児を通所介護等の利用者とみなして	VEG L
	て指定居宅サービス事業者又は指定地域密	
	として必要とされる人数以上であること。	
7,711		
別表第5(第3条関係	(3)	
※共生型指定基準(小	ト規模多機能型居宅介護又は複合型サービ 	
ス、介護予防小規模	多機能型居宅介護関係)	
1 別表第3第1号及	び第3号に掲げる基準を満たすこと。	適・7
2 通いサービス(事	業所に通わせて行うサービスをいう。以下	適・7
この表及び別表第9	において同じ。)の利用の登録を受けてい	
る者の数の上限(以	下この表及び別表第9において「登録定員」	
という。)を 29 人以	人下とすること。	
3 通いサービスを利	用する者の1日当たりの上限(以下この表	適・7
及び別表第9におレ	いて「1日当たり定員」という。)を次の表	
の左欄に掲げる登録	最定員の区分に応じ同表の右欄に定める人	
数とすること。		
25 人以下	登録定員の2分の1以上15人以下	
26 人又は 27 人	登録定員の2分の1以上16人以下	
28 人	登録定員の2分の1以上17人以下	
29 人	登録定員の2分の1以上18人以下	
4 他の小規模多機能	型居宅介護、複合型サービス(訪問看護及	適・7
び小規模多機能型局	民宅介護の組合せにより提供されるサービ	
スに限る。)又は介	護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業	
所 (保健医療又は福	祉に関する事業について3年以上の経験を	
有する者により設置	<b>置されたものに限る。)との密接な連携の下</b>	
に運営される事業所	fは、前2号の規定にかかわらず、登録定員	
	当たり定員を登録定員の2分の1以上 12	
人以下とすること。		\
- HHH TH AN A MAN	the state of the s	- 2.4

5 居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有す 適・否

ること。 6 従業者の人数が、通いサービスを利用する者が居宅要介護者 であるとした場合に、介護保険法第42条の2第1項本文又は 第54条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人 数以上であること。
別表第6(第3条関係) ※基準該当通所支援に係る基準 1 児童発達支援 区分 基準 (1) 児童指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じで専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上ア利用者の数が10人以下の事業所2人イ利用者の数が10人を超える事業所利用者の数から10を控除した数を5で除した数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に2を加えた人数(2)児童発達支援管理責任者1人以上2管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を事業所の他の職務に従事でせ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。3常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。4保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と事業所の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。

 		, ,
設備	1 発達支援室並びにサービスの提供に必要な設	適•否
	備及び備品等を備えること。	
	2 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を	適・否
	備えること。	
	3 設備及び備品等は、専ら当該サービスの用に	適・否
	供するものであること。ただし、利用者の支援	
	に支障がない場合は、この限りでない。	
利用定員	10人以上とすること。	適・否
サービス	条例別表第1の1の表サービスの開始の項及び	適・否
の開始	別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基	
	準を満たすこと。	
障害児支	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び	適・否
援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基	
	準を満たすこと。	
サービス	条例別表第1の1の表サービスの提供の項(第	適・否
の提供	5号の規定を除く。)及び別表第1の1の表サービ	
	スの提供の項(第10号から第12号まで、第19号、	
	第 22 号、第 25 号、第 37 号、第 38 号、第 41 号	
	及び第 42 号の規定を除く。)に掲げる基準を満た	
	すこと。	
記録の作	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項	適•否
成及び保	及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に	
存	掲げる基準を満たすこと。	
事故等へ	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び	適・否
の対応	別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基	
	準を満たすこと。	
2 放課後	等デイサービス	
区分	基準	
従業者の	1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれ	
配置	に定める人数置くこと。	
	(1) 児童指導員及び保育士 サービスの単位ご	適・否
	とに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当	
	該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げ	
	る区分に応じ、それぞれに定める人数以上	

ア 利用者の数が 10 人以下の事業所 2人

	イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用	
	者の数から10を控除した数を5で除した数	
	(1に満たない端数があるときは、それを	
	切り上げた数) に2を加えた人数	
	(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上	適・否
	2 管理者は、専らその職務に従事することがで	適・否
	きる者をもって充てること。ただし、利用者の	
	支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所	
	の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の	
	事業所、施設等の職務に従事させることができ	
	5.	
	。   3 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事	適・否
	させること。	
 設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
利用定員	1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこ	適・否
利用足貝	1 の衣利用足員の項に摘りる基準を個にする。	
サービス	条例別表第1の3の表サービスの開始の項及び	適・否
の開始	別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基	
	準を満たすこと。	適・否
障害児支	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び	順。日
援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基	
	準を満たすこと。	· 本 不
サービス	条例別表第1の3の表サービスの提供の項及び	適•否
の提供	別表第1の1の表サービスの提供の項(第 10 号か	
	ら第 12 号まで、第 19 号、第 22 号、第 25 号、第	
	37 号、第 38 号、第 41 号及び第 42 号の規定を除	
	く。)に掲げる基準を満たすこと。	\d
記録の作	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項	適・否
成及び保	及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に	
存	掲げる基準を満たすこと。	
事故等へ	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び	適・否
の対応	別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基	
	準を満たすこと。	
別表第7(	第3条関係)	
	おいて児童発達支援又は放課後等デイサービスが提	適・否

供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイ	
サービスを受けることが困難な障害児に対して生活介護と同	
様のサービスを提供するものであること。	
2 従業者の人数が、前号のサービスを利用する障害児を生活介	適・否
護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サー	
ビス事業者として必要とされる人数以上であること。	
3 適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関	適・否
係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
4 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額	適・否
が、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定	
める基準により算定した費用の額であること。	
5 利用者の保護者から支払を受ける費用が、前号に定めるもの	
のほか、次に掲げる費用に限られること。	
(1)サービスの提供に要する日用品費その他の利用者の便益を	適・否
直接向上させるための日常生活において必要となる費用で	
あって、保護者に負担させることが適当であるもの	\
(2) その使途が直接利用者の便益を向上させるための費用であ	適・否
って、保護者に支払を求めることが適当であるもの	\ <del></del>
6 保護者に前号の費用の支払を求めるときは、その使途及び額	適・否
並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得て	
いること。また、保護者から前2号の費用の支払を受けたとき	
は、領収証を交付すること。	` 本 不
7 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したとき は、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その	適・否
他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保	
護者に交付すること。	
愛有に欠りすること。	
別表第8(第3条関係)	
1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提	適·否
供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイ	
サービスを受けることが困難な障害児に対して通所介護等と	
同様のサービスを提供するものであること。	
2 食堂及び機能訓練室の床面積が、前号のサービスを利用する	適・否
障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合における	
通所介護等の利用者の数で除して3平方メートル以上である	
こと。	

計定	害児を通所 定居宅サー して必要と	
満	<b>うたすこと。</b>	適•
۲-	ービスが提	適・
女課	課後等デイ	
〔通	通いサービ	
		適・
三員	員の区分に	適・
人	\以下	
人	八以下	
人	<b>、</b> 以下	
人		
<b>建</b> 医	医療又は福	適・
· 含者	者により設	
首さ	される事業	:
3 人	人以下、1	
人下	下とするこ	
よ戊	広さを有す	適・
引	宅要介護者	適•
頁本	本文の指定	
5		
満	<b>うたすこと。</b>	適・